

「犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針（案）」
に対する県民コメントの結果

1 意見募集期間

令和4年12月1日（木）～令和5年1月4日（水）

2 意見の提出者数及び意見件数

2件（1名）

（内訳）

区 分	人 数	意見件数
郵送	0	0
F A X	0	0
電子メール	1	2
その他	0	0
合 計	1	2

3 意見の反映状況

区 分	意見件数
A 意見を反映し、案を修正したもの	0
B すでに案で対応済みのもの	0
C 案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	1
D 意見を反映できなかったもの	1
E その他	0
合 計	2

「犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針（案）」
 に対する御意見と県の考え方

- （反映状況の区分）
- A：意見を反映し、案を修正した
 - B：既に案で対応済み
 - C：案の修正はしないが、実施段階で参考としていく
 - D：意見を反映できなかった
 - E：その他

NO.	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映 状況
第2 具体的方策				
1	施錠した個室で指定時間を超えた場合は、従業員が確認、声掛けをし、相手が拒否した場合は警察への通報を可能とする。	1	事前に店舗側で対応方策を検討しておくべきと考えます。	C
2	改修等を行う場合は、カード方式の施錠等を検討し、改修等に当たっては、警察の指導や改修計画を提出させた方がいいと思う。	1	施錠設備は、参考とさせていただきます。 改修計画の提出は、指針の位置づけ上求められません。	D